

**鷹栖町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

鷹栖町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

平成31年1月に文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、学校の教育職員の「働き方改革」が取り組まれました。令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）の改正に伴い、各教育委員会は「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が必要となりました。

よって、鷹栖町教育委員会においても、給特法第8条に基づき本計画を策定し、「働き方改革」のさらなる実現に向けた取組みを推進します。

(2) 鷹栖町の現状

- ① 本町では、平成31年3月に学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「鷹栖町立学校における働き方改革アクションプラン」を定め、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間、月45時間以内を目標として、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- ② こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間	12.6%	2.0%
中学校	月37時間	33.7%	0.9%

- ③ 時間外在校等時間が45時間を超える割合は、中学校では33.7%となっています。部活動の地域展開を進めることにより、令和8年度以降に減少することが期待されます。
- ④ 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより生き生きと教育活動に取り組む働きがいを実感できることを目指します。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間：45時間以下の割合100%
- ② 1年間における1箇月の時間外在校等時間：平均時間30時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年次有給休暇の平均取得日数：10日以上【14日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合：10%以下【5%】
- ③ ストレスチェックにおける健康リスクの値：100以下とする【89】
- ④ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します

※【 】内は令和6年度の数値

コメントの追加 [山田1]: 目標/本町の基準
R6実績3校から聞き取り

コメントの追加 [山田2]: 目標 R5全衛連ストレスチェック結果報告書/教育11.5%
R6実績3校保管のストレスチェック2P
3校合算して再計算

コメントの追加 [山田3]: 目標 100が標準/基準
3校保管のストレスチェック22P
計算式が難しそうだったので3校の平均値

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ※3分類①関係
交通安全協会及び防犯協議会等と連携して、通学路の見守り活動に取り組みます。なお、学校職員は公務ではなくボランティアでの参加となります。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
※3分類②関係
放課後から夜間における見回りについては、原則、学校における自主的な見回りは行わない。
補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこ

とについて認識を共有します。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ※3分類③関係

本町では給食費は一般会計にて計上されています。さらに令和8年度より小中学校は給食費が全額無償化となります。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※3分類⑤関係

教育委員会に指導主事を配置し相談窓口は設置しています。学校で対応が困難な事案は、その都度、学校と協議していきます。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

①調査・統計等への回答 ※3分類⑥関係

教育DXを推進するためにGIGAスクールサポーターを配置し、事務負担の軽減を目指します。

②学校体育館等の施設・設備の管理 ※3分類⑦関係

学校体育館の地域開放施設の管理業務について、引き続き学校業務としますが、事務軽減に向けて調査研究します。

③部活動 ※3分類⑧関係

令和8年度末までに、全ての部活動の地域展開を目指します。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

①授業準備、学習評価や成績処理 ※3分類⑤⑥関係

学習支援員・特別教育支援員を配置します。

教育DXを推進するためにGIGAスクールサポーターを配置し、事務負担の軽減を目指します。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ※3分類⑨関係

学習支援員・特別教育支援員を配置します。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと引き続き連携して取り組みます。

医療・福祉の観点から引き続き町部局健康福祉課と連携して取り組みます。

（２）学校における措置の推進

学校において次のとおりの措置を推進することにより、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成さ

れている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ③ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の全校設置を検討します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施します。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ③ ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等を学校長と共有し職場改善を図ります。
- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ② 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している「パソコンでタイムカード管理2」で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
また、本町の定例会議「校長教頭会議」にて、各学校の教育職員の時間外在校等時間の報告を求めます。
- ③ 教育委員会においては、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。
- ④ 学習支援員及び特別教育支援員を計画的に配置し教育職員の負担軽減を図るとともに、さらなる負担軽減が必要な学校に対しては児童生徒支援サポーターを配置します。
- ⑤ 学校での児童生徒等の支援について、医療・福祉の観点から町部局健康福祉課と連携して取り組みます。